

新条例に規定することができると思われる事項

条例に規定できる事項（新法に明文の規定があるもの）	条例に規定できると考えられる事項	条例に規定できないと考えられる事項
<p>① 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法で定義する「要配慮個人情報」以外に、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要するもの（LGBT等）があるか。 <p>② 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係るもの（法第75条第5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事務目録の作成・公表（条例第7条）を存続させるかどうか（新法による個人情報ファイル簿と併存させるかどうか）。 <p>③ 情報公開条例との整合性を確保するための開示請求における不開示情報の範囲の修正（法第78条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行条例と新法では、不開示情報に係る規定の作りが異なる（現行条例は、本市の情報公開条例の非公開情報に係る規定と整合が図られている）。そのため、不開示の範囲に差異（情報公開条例との不整合）が生じる。 できるだけ、個人情報開示と公文書公開の両事務の整合を図る必要がある。 <p>④ 開示請求に係る手数料（法第89条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 手数料については条例に定める必要がある。 現行は手数料は徴収せず、写しの作成・送付に要する費用負担のみ（条例第39条） <p>⑤ 審査請求をすべき行政庁の特例（法第107条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政不服審査法第4条（処分庁に上級行政庁がない場合等を除き最上級行政庁が請求先）の特例を設ける必要があるか。 <p>⑥ 開示等請求及び審査請求の手續に関する事項（法第108条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法の規定に反しない範囲で条例に規定できる。情報公開条例による手續との整合を図るための規定などが考えられる。（例：開示決定の期限を法定の30日以内から14日以内（現条例）に短縮 など） <p>⑦ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料（法第119条第3項、4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 手数料については条例に定める必要がある。 <p>⑧ 審議会等への諮問（法第129条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例の定めにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認められる場合に審議会等に諮問することができる。 	<p>① 法の実施のための細則、団体内部の手續</p> <ul style="list-style-type: none"> （例1）適正管理のための体制として「個人情報管理責任者」を置くことや、保有する必要がなくなった個人情報の廃棄・消去（条例第12条） （例2）セキュリティ対策基準等を整備すること。 （例3）新法で作成・公表が義務付けられない1,000人未満の個人情報ファイルの個人情報ファイル簿を作成・公表すること。 （例4）開示請求に対し存否応答拒否をした場合の審査会への報告義務（条例第18条） （例5）制度の運用状況を取りまとめて公表すること。（条例第42条） <p>② 法的効力を伴わない理念的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、「基本的人権の擁護」を理念的な事項として盛り込むことも可能と考えられる。 目的や責務について、どの程度の規定を置くか（置かないか）。 <p>③ 地方議会の自律権に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 新法の共通ルールの適用対象外である市会に係る規律を条例で規定することは可能（市会の自律的な判断による） <p>④ その他、個人情報保護以外の観点から定められる事項など</p> <p>※ 上記項目（太字）は、参議院内閣委員会、総務委員会連合審査会において政府参考人が答弁したもの</p>	<p>○ 法で統一された用語の定義について、独自の定義を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> （例）「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」、「個人関連情報」・・・ 死者に関する情報を個人情報に含めて規律することは許容されない。 <p>○ 法の規律を超えて、個人情報の取得や提供等に関する独自の規律を追加すること。</p> <p>○ オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱を特に制限すること。</p> <p>○ 情報公開条例との整合確保に無関係な不開示情報を追加すること。</p> <p>○ 法で定める開示決定期限を延長すること。</p> <p>○ 個人情報の取得、利用・提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とすること。</p> <p>※ 上記項目は、個人情報保護委員会が考え方を示したもの</p>